

## <報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和5年9月8日

### 県と株式会社埼玉りそな銀行が 「埼玉県産木材に関する建築物等木材利用促進協定」 を締結します

埼玉県と(株)埼玉りそな銀行が連携・協力し、建築物等へ県産木材の利用促進や普及活動等を行うための建築物木材利用促進協定を締結します。

そこで、関係者による協定締結式を行います。

#### ● 協定の主な内容

##### 1 名称

埼玉県産木材に関する建築物等木材利用促進協定

##### 2 協定締結者

- ・ (株) 埼玉りそな銀行 ふくおか さとし 福岡 聡 代表取締役社長
- ・ 埼玉県 おおの もとひろ 大野 元裕 知事

##### 3 (株) 埼玉りそな銀行の取組

- (1) 建築事業者や建築予定者向けに、県産木材利用の意義やメリットについて情報発信
- (2) 県産木材を一定割合以上使用した建築物を優遇対象とした住宅ローン商品を提供し県産木材の利用を促進

##### 4 県の取組

活用可能な補助事業等の情報提供、定期的な情報交換、(株)埼玉りそな銀行の取組の情報発信

#### ● 協定締結式の概要

- 1 日 時 令和5年9月13日(水曜日) 9時10分～9時30分
- 2 場 所 知事室(本庁舎2階)

#### 【参考】建築物木材利用促進協定について

「建築物木材利用促進協定」とは、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に規定されており、国又は地方公共団体と事業者等が主に民間建築物における木材利用の促進を目的として締結する協定です。